

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄復帰に伴う特別措置法案(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43546

厚生省

医師法、歯科医師法、同政令

事務局 秋

条約課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

「沖縄の復帰に伴う特措法(案)」

厚生省関係: 医師法^案 歯科医師法^案 及び
右各政令第1172

1. 厚生省お提示越境別添、標記法令
に同じ。下記の通り。

1. 「医師法及び歯科医師法関係」は、
在沖外資系企業等の取扱に關する外務

大臣書簡に於、現行の琉球関係法令
の関連に、復帰後の取扱に關する

規定に於、特に問題は無いと思われ。

2. 「政令第1172」関係では、「...現地法令
の規定に於、医師である者は 当分の間

本土法の規定による医師とみなすに...」
とあるところ、外務大臣書簡に於

復帰の後 相当の期間 あり、かつ、書簡に
關するトキグ・セーロでは、相当の期間

は、少くも5年間を意味する旨が及され
るため、この関連につき、本省医務局

医事課(田中事務長)に照会したに対し
先方の回答は下記の通り。

「第1次沖縄復帰対策要綱では、一定期
間とあるものの、その後、沖縄の医師

の絶対数が足りないことになり、外務大
臣書簡及びトキグ・セーロ等の言及

は、あるが、漸次その期間を延長する方向
で検討され、最近では、1代限り、沖縄

内でのことを認めおけるラインが強くなって、
この存在背景が 当分の間 とすれば

期間を切る必要がないとの感触で
規定したものである。

これに対し、法制局側より、期間を明確
に切る考えがはじめからなから、これを

削除した如何とのコメントあり、代
限りに踏み切る ^{右にツキ} ~~こと~~ が否が、^{同連} 同連

なお検討中である。』

許を与えること。

4 前項の者については、あん摩マッサージ指圧師試験の科目に關して本土法第十九条の二第ニ項の規定を準用すること。

5 第二項に該当する者が沖繩県の区域以外の地域において当該医業類似行為を業としたときは、これを二万円以下の罰金に処すること。

6 法の施行前に現地法令の規定によりあん摩術若しくはマッサージ術、はり術又はきゅう術の免許鑑札を受けた者（本土法の規定により免許を受けた者を除く。）は、それそれ本土法の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を受けた者とみなすこと。

7 沖繩のあん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうに係る学校又は養成施設において法の施行前に現地法令の規定によるあん摩術、はり術又はきゅう術の試験を受けるのに必要な課程を修業した者又は法の施行の際現にその課程を修業中であり、法の施行後に修業を終えた者は、当分の間本土法第二条第一項の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧試験、はり師試験又はきゅう師試験を受けることができること。

8 法の施行前に沖繩において現地法令の規定によりなされた処分又は手続（本土法令の規定により免許を受けた者に係るものは除く。）は、それそれ本土法令の相当規定によりなされたものとみなすこと。

① 「法律名」

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

二 「法律案」

（事項々の（4）関係）

第 条 この法律の施行前に医師法（一九五五年立法第七十四号）以下「現地法」という（イヌコトニ、イナカトイフ）第四条第二号又は第三号に該当した者には、厚生大臣は、医師の免許を与えないことがある。

第 条 この法律の施行前に医師が現地法第四条第二号若しくは第三号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為があつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができらる。

第 条 この法律の施行前に現地法第四条第二号又は第三号に該当した者には、厚生大臣は、医師国家試験及び医師国家試験予備試験を受けさせないことがある。

第 七 条 この法律の施行前に介輔が介輔及び歯科介輔規則（一九五八年規則第百八号）第七号第二号から第五号に該当したときは、沖縄県知事は、その許可を取消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

（事項との関係）

第 二 条 この法律の施行の際現に現地法令による介輔である者は、医師法（昭和二十二年法律第百一十号）第十七条の規定にかかわらず、へき地医療の普及と向上を図るに必要と認めらるる区域において、厚生大臣の定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前現地法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、次項の規定により準用する医師法第七号第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

又 前項の規定する者については、医師法第七号（第四項を除く。）、第十九号から第二十四号の二まで、第三十二号及び第三十三号の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七号第一項	厚生大臣	沖縄県知事
第七号第二項	免許を取り消す 厚生大臣	業務を禁止する 沖縄県知事
第七号第三項	免許を取り消し 取消処分	業務を禁止し 禁止処分
第七号第五項	再免許を与える 厚生大臣又は都道府県知事 官吏若しくは支員又は医道審議会 の委員	その禁止処分を取り消す 沖縄県知事 職員
第七号第七項	厚生大臣	沖縄県知事
第三十二号第一号	第七号第二項	第七号第二項（法） （第 二 条 第二項に おいて準用する場合を含む）
第三十三号	第二十号から第二十二号まで 又は第二十四号	又は第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号 （ 法 第 二 条 第二項

において準用する場合を含む。

三 「政令案要綱」

- 一 法の施行の際現に現地法令の規定による医師である者（本土法の規定による医師である者を除く。）は、当分の間、本土法の規定による医師とみなすこと。ただし、その者が医師若しくはこれに紛らわしい名称を用い又は医業その他医師としての業務を行なうことのできる地域は、沖縄県に限ること。
- 二 前項に規定する者は、厚生大臣の認定するところにより、当分の間、医師国家試験又は医師国家試験予備試験を受けることのできること。
- 三 第一項に改正する者が、沖縄県の区域以外の地域において、医業を行なつたときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処すること。
- 四 第一項に規定する者が、沖縄県の区域以外の地域において、医師又はこれに紛らわしい名称を用いたときは、これを五千円以下の罰金に処すること。
- 五 法の施行前に沖縄において現地法令の規定によりなされた処分又は手続（本土法令の規定により免許を受けた者に係るものは除く。）は、それぞれ本土法令の相当規定によりなされたものとみなすこと。

② 「法律名」

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

二 「法律案」

（事項4の(4)関係）

第 二 条 この法律の施行前に歯科医師法（一九五五年立法第七十五号）以下「現地法」という（第四条第二号又は第三号に該当した者には、厚生大臣は歯科医師の免許を与えないこと）がある。

第 三 条 この法律の施行前に医師が現地法第四條第二号若しくは第三号に該当し、又医師としての品位を損するような行為があつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

第 条 この法律の施行前に現地法第四条第二号又は第三号に該当した者は、厚生大臣は、歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験を受けさせないことがある。

第 条 この法律の施行前に歯科介輔及び歯科介輔規則（九五八年規則第百八号）第七條第二号から第五号に該当したときは、沖縄県知事は、その許可を取消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

（事項との関係）

第 条 この法律の施行の際現に現地法令による歯科介輔である者は歯科医師法（昭和二十三年法律第百二二号）第十七條の規定にかかわらず、へき地医療の普及と向上を図ることができるとし、厚生大臣の定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前現地法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、次項の規定により準用する歯科医師法第七條第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

前項に規定する者については、歯科医師法第七條（第四項を除く）、第十九條から第二十三條の二まで、第三十條及び第三十一條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條第一項	厚生大臣 免許を取り消す	沖縄県知事 業務を禁止する
第七條第二項	厚生大臣 免許を取り消し	沖縄県知事 業務を禁止し
第七條第三項	取消処分 再免許を与える	禁止処分 その禁止処分を取り消す
第七條第五項	厚生大臣又は都道府県知事 官吏若しくは役員又は医道審議会の委員	沖縄県知事 職員
第七條第七項	厚生大臣	沖縄県知事
第三十條第一号	第七條第二項	第七條第二項（法） （第 条第二項において準用する場合を含む。）

第三十一条	第二十条、第二十一条又は第二十三条	又は第二十条、第二十一条若しくは第二十三条（法第 条第二項において準用する場合を含む。）
-------	-------------------	--

三 「政令案要綱」

- 法の施行の際現に現地法令の規定による歯科医師である者（本土法の規定による歯科医師である者を除く。）は、当分の間、本土法の規定による歯科医師とみなすこと。ただし、その者が歯科医師若しくはこれに紛らわしい名称を用い又は歯科医業その他歯科医師としての業務を行なうことができる地域は、沖縄県に限ること。
- 前項に規定する者は、厚生大臣の認定するところにより、当分の間、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができること。
- 第一項に規定する者が、沖縄県の区域以外の地域において、歯科医業を行なつたときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処すること。
- 第一項に規定する者が、沖縄県の区域以外の地域において、歯科医師又はその紛らわしい名称を用いたときは、これを五千円以下の罰金に処すること。
- 法の施行前に沖縄において現地法令の規定によりなされた処分若しくは手続（本土法の規定により免許を受けた者に係るものは除く。）は、それぞれ本土法令の相当規定によりなされたものとみなし、現地法令の規定により作成された文書その他の書類（本土法令の規定により免許を受けた者に係るものは除く。）は、それぞれ本土法令の相当規定により作成されたものとみなすこと。

④ 「法律名」

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）

二 「法律案」

（事項々の関係）

第一条 この法律の施行前に公衆衛生看護婦助産婦看護婦法（一九六八年立法第百四十九号、以下「現地法」という。）第八条第一号又は第二号に該当した者には、厚生大臣又は都道府県知事は、保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦の免許を与えなければならないこと。